

平成29年度 第3回石川県国民健康保険運営協議会 議事録要旨

- 日時： 平成29年11月30日(木) 18時00分～
- 場所： 石川県庁行政庁舎11階1110会議室
- 出席委員： 9名
 - 【被保険者代表】
池島委員、亀田委員、坂下委員
 - 【保険医又は保険薬剤師代表】
千田委員、牧本委員
 - 【公益代表】
石田委員、中村委員、森河委員
 - 【被用者保険等保険者代表】
五十川委員
- 事務局： 山本健康福祉部長、北川健康福祉部参与、土田医療対策課長
他7名

1. あいさつ (山本健康福祉部長)

2. 議事

① 説明事項

<事務局>

- ・ 資料1により「石川県国民健康保険運営方針（素案）に対する意見と県の考え方について」について説明
- ・ 資料2により「石川県国民健康保険運営方針（案）」について説明
- ・ 資料3により「国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について」について説明

② 質疑等

・前回の協議会での質問事項に対する回答について

<事務局>

前回の協議会での質問事項に対する回答をご報告させていただきます。

運営方針の23ページにございます「第6章 医療費の適正化の取組」の中で、重複受診者や頻回受診者に対する市町の訪問指導の実施に関しまして、審査支払機関であります国保連合会が対象者の一覧を作成し、市町に提供していることをご紹介させていただきました。委員から、対象者をリストアップする基準を聞きたいとのご質問があり、重複受診については、同一人物が外来で同一月に同一診療科により異なる医療機関を4か所以上受診した場合、また、頻回受診につきましては、同一月に外来で1枚以上のレセプトの実日数が15日以上の場合と回答をさせていただきました。

また、他の委員からは、歯科の方の基準はどうなっているかのご質問がありましたが、その場での回答を保留させていただき、次回の協議会で説明させていただくとしていたところでもあります。回答としましては、医科と歯科で区別はしておらず、同一の基準で対象者のリストアップが行われているということでございます。なお、この件につきましては、ご質問頂いた委員へ説明済でございますが、ご報告させていただきます。

・石川県国民健康保険運営方針（案）及び国民健康保険事業費納付金等の算定方法について

<委員>

意見になりますが、資料3で算定した結果、市町ごとの増減額は非常に小さく、かつ全体としては減少したという結果が示されたことは、公費を大きく拡充したことによって、調整がされているということでもありますので、結果的によろしいのではないかという感想を持ちました。

私は被用者保険の代表として、こちらに出席させて頂いておりますが、被用者保険でも、都道府県ごとの国保の保険料率のばらつきなどを、ご意見として頂戴します。まずは、全体としての方針をきちっと出された上で、各論については、今後その都度、話をしていくというような内容で、パブリックコメントに対する意見を出されておりますので、そちらの方も支持できるのかな、

という感想を持ちました。

<委員>

医師会としましても、特に問題ないのではないかという感想です。

・市町向け公費について

<委員>

算定結果については、これでいいと思うのですけれども、質問になります。参考資料1の最後のページで、市町向け公費としていろいろ書いてありますが、これは基準があると思うのですが、どう算定されているのでしょうか。

<事務局>

資料にもありますが、特別調整交付金というのがございまして、これは画一的な算定方法で措置ができない、例えば、災害などが起きたときに特定の市町に配られるような交付金になります。

次は保険者努力支援制度になりまして、これは各市町が医療費の適正化にどのように取り組んでいるかとか、健康づくりにどのように取り組んでいるかという、取り組み状況を一定の基準で評価しまして、公費を支援する、というものになります。

<委員>

一定の基準というのはどのようなものですか。

<事務局>

国の方から評価基準が示されまして、こういう項目に取り組んでいけば、何点ということになりまして、その合計結果をみて、それに見合った公費が入ることになります。

次に、保険者支援制度になります。これは低所得者に対して、保険料を軽減しておりますが、その低所得者の数に応じまして、保険料の一定割合を公費で支援する、というものです。

この概ね3つが保険料算定におきまして、市町向け公費として入ってくることになります。

・運営方針について

<委員>

パブリックコメントの整理番号3で、市町にある裁量を、今後、県が運営する時に、どのように変わるのかということに、皆さん関心があるかと思いきまして、ご質問します。石川県国民健康保険運営方針という形で、議論頂いた結果ということになるのですけれども、今後、市町に納付金が割り振られて、市町にも国保運営協議会があると思いますので、そこでご検討頂く際に、この運営方針はどういった形で活用されるのか、影響があるのかをお聞かせ頂けないでしょうか。

<事務局>

運営方針は県が各市町に納付金を割り振る時の考え方を示すものでございますので、その中身を説明するのに使って頂きます。それを受けまして、市町で運営協議会を開いて頂きまして、ここのやり方と違うところは、従来どおりのやり方で議論されることもございますし、ここの考え方を取り入れるということも出てくるかもしれませんが、あくまで運営方針につきましては、県が市町に納付金をどういう考え方で割り振るか、という考え方を示したものになる、とご理解頂けたらと思います。

③ 答申案について

<会長>

当運営協議会としての答申をとりまとめさせていただきたいと思います。

お手元の答申案をご覧ください。読み上げます。国民健康保険事業の運営に関する事項について（答申）平成29年7月18日付け諮問医発第935号により諮問のあった事項については、下記のとおり答申します。なお、制度改正後の国民健康保険事業が健全に運営されるよう、引き続き市町との連携を図る等、適切な対応をされたい。「諮問1 石川県国民健康保険運営方針の作成に関すること」、「諮問2 国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること」、石川県国民健康保険運営方針（案）のとおりとする、ということでしょうか。

→ 異議なし

<会長>

ありがとうございます。それでは、そのようにいたしまして、県に答申させていただきます。

3. 閉会